

平成16年6月17日

## EUにおける最新の動きについて(未定稿)

### 1. 透明性指令(案)

EUの透明性指令(案)(定期開示:年次報告書・半期報告書の開示義務等)について、財務相理事会は、5月11日、欧州議会が3月30日に承認した修正版に政治的合意。今後、財務相理事会により公式に採択される予定。

採択は2004年末頃、施行は2006年末頃の模様。施行までは、現状の取扱いが継続。

外国会計基準(第3国基準)の国際会計基準(IAS)との同等性の評価については、ヨーロッパ証券規制当局委員会(CESR:英国FSAや仏・金融市場庁(AMF)等加盟各国の証券規制当局で構成)が技術的助言を行う予定。

6月1日に開催されたヨーロッパ証券委員会(ESC:加盟各国の財務省等で構成)において、EC(欧州委員会)からCESRへの検討指示(案)(draft mandate)について議論された模様。

### 2. 目論見書指令

ECは4月29日に目論見書指令(発行開示)を実施するための規則を採択し、4月30日付けのEU官報に掲載。2005年7月1日施行。

当該EC規則における第3国の証券発行者の取扱い(35条)に関するポイントは以下。

- ・ IASまたはIASと同等の第3国の国内会計基準に従って財務諸表を作成すべき義務は、2007年1月1日までは、第3国の証券発行者(2007年1月1日現在でその証券が上場されており、かつ、第3国の国内会計基準に従って財務情報を表示・作成している者)には適用されない。
- ・ この場合、目論見書に含まれる財務諸表が証券発行者の資産・負債、財

務ポジション及び損益の真実かつ公正な概観 (true and fair view) を示していないならば、当該財務諸表はより詳細・追加的な情報を伴う。

- ・ 第3国の証券発行者は、2007年1月1日以降は、ECが定めるメカニズムに沿って同等性が確立された後に財務諸表を表示する。

(以上)